

# 財団法人国鉄労働会館寄附行為

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本財団は、財団法人国鉄労働会館と称する。

(事務所)

第 2 条 本財団の主たる事務所は、東京都港区新橋五丁目 1 5 番 5 号に置く。

(目 的)

第 3 条 本財団は、労働会館の維持、経営を通じて、労働者の相互親睦と福利、厚生など福祉の向上を図り、もって労働者の社会的・経済的地位の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1). 会館の維持経営
  - (2). 労働者の福利・厚生並びに文化事業
  - (3). 労働者の生活相談
  - (4). 経済・社会の発展に伴う調査・研究及び資料の編纂・刊行頒布
  - (5). 各種労働教育
  - (6). その他財団の目的達成のために必要な事業
2. 前項各号に掲げる事業計画は理事会の議決を経てこれを決定する。

## 第 2 章 組 織

(組 織)

第 5 条 第 3 条(目的)及び第 4 条(事業)を達成するため、地方部を設置し、理事長の指示に従い地方会館の維持・経営の確立をはかる。

2. 地方部の名称、所在地は別表のとおりとする。

## 第 3 章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第 6 条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1). 本財団設立当初の財産目録記載財産を処分した後に、代替取得した別紙目録記載の財産
- (2). 本財団設立後に寄附された金品及び補助金
- (3). 本財団の財産の運用及び事業から生ずる収入にかかる財産
- (4). その他の財産及び収入

(財産の種別)

第 7 条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産から構成される。

2. 基本財産は、次の各号に掲げるものから構成される。

- (1). 本財団設立当初の財産目録記載財産を処分した後に、代替取得した別紙目録記載財産中、基本財産に編入することを議決した財産
- (2). 理事会において、基本財産に編入することを議決した財産
- (3). 基本財産として指定をうけた寄附金品

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の処分)

第 8 条 基本財産は、理事会において理事の 3 分の 2 以上の議決を経て、厚生

労働大臣の承認を受けなければ、これを処分することはできない。

(財産の処理)

第9条 本財団の財産の処理方法は、理事会における議決を経てこれを定める。

(経費の支弁)

第10条 本財団の経費は、運用財産を以って支弁する。

(会計年度)

第11条 本財団の会計年度は、毎年7月1日から始まり、翌年6月30日に終る。

(事業計画及び予算書)

第12条 本財団の事業計画及びこれに伴う予算は、毎会計年度開始前の日から3箇月以内に作成し、理事会における議決を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(事業報告及び収支計算)

第13条 本財団の事業報告及び収支計算は、毎会計年度終了後、財産目録とともに作成し、監事の監査及び理事会における議決を経て、その会計年度終了後3箇月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

(会計規則)

第14条 本財団の会計事務の円滑と正確なる会館運営をはかるため、会計規則を別に定める。

## 第4章 役員及び職員

(役員の種類)

第15条 本財団に、次の役員をおく。

- (1). 理事10名以上、15名以内。
- (2). 監事5名以内。

2. 上記理事の中から、理事長1名をおき、その他必要に応じて副理事長、専務理事、常務理事各若干名をおく。

(理事長の選任)

第16条 理事長は、理事会で理事の互選により選出する。

(副理事長、専務理事、常務理事の選任)

第17条 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会で推薦された者に対し、理事長が委嘱する。

(理事、監事の選任)

第18条 理事及び監事は、鉄道運輸産業ならびに関連企業の労働者の構成団体から推薦された者に対し、評議員会において選任する。

(役員の職務)

第19条 理事長は、本財団を代表し、本財団の一切の業務を統轄する。

2. 副理事長は、理事長を補佐して担当部の業務を統轄し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 専務理事は、本財団の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 常務理事は、専務理事を補佐して担当部の業務を執行し、理事長、副理事長及び専務理事に事故あるときはその職務を代行する。
5. 理事長と本財団の利益が相反する特定事項については、利益相反行為の対象とならない副理事長、専務理事、常務理事、又は理事が本財団を代表する。
6. 理事は、理事会を構成し、業務の執行方針を決定する。
7. 監事は、民法第59条に定める職務を執行する。

8. 監事と理事を兼ねることはできない。

(役員任期)

第20条 役員任期は、2年とする。

2. 役員に再任されることについては、妨げない。
3. 役員に欠員を生じたときは、必要に応じて補充する。ただし、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。
4. 役員は、任期満了後といえども後任者の就任するまで、その職務を行う。

(評議員)

第21条 本財団に、評議員10名以上、15名以内をおく。

2. 評議員は、鉄道運輸産業ならびに関連企業の労働者の構成団体から推薦された者に対し、理事長が委嘱する。
3. 評議員は、役員を兼ねることはできない。
4. 評議員任期は、2年とする。ただし、評議員に再任されることについては、妨げない。

(職員)

第22条 本財団の業務を執行するため、理事長の任免または委嘱によって、必要な職員をおく。

2. 職員の雇用に関する諸規程は、理事会における議決を経て、別にこれを定める。

(顧問及び参与)

第23条 本財団に、理事長の諮問に応ずるため、必要な顧問及び参与をおくことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会における議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

## 第5章 機 関

(機関)

第24条 本財団に、つぎの機関をおく。

理事会、評議員会。

(理事会)

第25条 理事会は、理事を以って構成し、この寄附行為の各条に規定するものの外、業務の運営に関する重要事項及び理事長が必要と認めて附議した事項を審議決定する。

(評議員会)

第26条 評議員会は、評議員を以って構成し、本財団の運営・業務に関する事項及び理事会で必要と認めて附議した事項を審議決定する。

(会議の召集)

第27条 理事会は年2回以上、評議員会は必要に応じて、理事長が招集する。

2. 理事または監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。
4. 前第2項及び第3項の規定は、評議員会についても準用する。この場合において第2項中「理事または監事」とあるは「評議員」と、「理事会」とあるは「評議員会」と、第3項中「理事」とあるは「評議員」と読み替えるものとする。

(会議の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長とする。

2. 評議員会の議長は、評議員の互選により決定する。

(会議の構成及び議決)

第29条 会議は、理事または評議員の過半数の出席で成立する。すべての議事は、この寄附行為に特別の定めがある場合を除き、出席した理事または評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2. 会議に出席できない者は、他の者に表決権を委任することができる。

(議事録)

第30条 会議の議事については、その開催の都度議事録を作成し、これを保存するものとする。

2. 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上によって議決し、かつ評議員会の承認を経たうえで、厚生労働大臣の認可を受けなければこれを変更することはできない。

(解散)

第32条 本財団を解散しようとするときは、民法第68条第1項第2号から4号までの規定による以外に、理事会において理事の4分の3以上によって議決し、かつ評議員会の承認を経たうえで、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第33条 本財団が解散した場合に有する残余財産は、理事会において理事の4分の3以上によって議決し、かつ評議員会の承認を経たうえで、厚生労働大臣の認可を得て、本財団と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

(清算人)

第34条 本財団が解散した場合の清算人は、理事長または、理事会で指名した理事とする。

## 第7章 雑 則

(委任)

第35条 この寄附行為の施行に関し必要な細則は、理事会における議決を経て、別にこれを定める。

第36条 地方部の寄附行為は、原則としてこの寄附行為に準拠するものとする。ただし、必要に応じて寄附行為を変更しようとするときは、理事長に届出てその承認を受けなければならない。

設 立 認 可 1954年 4月10日  
一部変更認可 1980年 1月 9日 (第 89回理事会 1979年11月14日)  
1995年12月18日 (第125回理事会 1995年10月 4日)

1996年 1月29日 ( 同 上 )  
1997年 5月20日 (第134回理事会 1997年 4月 9日)  
2000年 3月 2日 (第141回理事会 2000年 2月22日)  
2001年 5月 1日 (第145回理事会 2001年 4月18日)  
2003年12月 1日 (第150回理事会 2003年 6月27日)  
2003年12月 1日 (第151回理事会 2003年 9月26日)  
2004年 8月16日 (第152回理事会 2004年 6月25日)  
2006年10月26日 (第157回理事会 2006年 6月28日)  
2008年 2月18日 (第160回理事会 2007年 9月27日)  
2008年 8月26日 (第162回理事会 2008年 7月29日)  
2011年10月 6日 (第175回理事会 2011年 9月27日)

## 理事・監事名簿

2011年9月27日選任

(役員)	(氏名)	(選出エリア)
理事長	眞子 俊久	全国選出
副理事長	田中 博文	全国選出
専務理事	伊藤 秀樹	全国選出
理事	春名 義廣	全国選出
理事	鈴木 郁夫	東日本エリア選出
理事	坂 卷 貴	東日本エリア選出
理事	高野 苗実	東日本エリア選出
理事	佐々木 力	東北 エリア 選出
理事	上野 力	東海 エリア 選出
理事	田中 守	西日本エリア選出
理事	中山 博文	四国 エリア選出
監事	馬橋 博一	東日本エリア選出
監事	三宅 明	西日本エリア選出
監事	平塚 秀明	全国選出

※ 国家公務員出身者はいません

## ＝報告事項＝

1. 報告事項(別紙)
2. 各地方部会館現状報告

## ＝決議事項＝

### 第1号議案 2010年度事業報告について

日本経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなか、生産活動は、東日本大震災の影響により一時的に減少したものの、最近においては上向きの動向が見られるようになり、同様に輸出も合わせて上向き傾向となりつつあるようです。

雇用情勢については、東日本大震災の影響により、依然として厳しい環境にさらされており、生産活動の回復による景気の持ち直しに伴い改善されることが期待されます。

しかしながら、電力供給の制約や原子力発電所の災害及び原油高など、景気回復に対するリスクが存在しており、景気、雇用情勢の悪化懸念が依然として残っています。

このような情勢の中で、当財団法人としましては、2010年7月1日よりの1年間下記のような事業を遂行してまいりました。

#### (1) 貸会議室事業

- ① 経年劣化により、近年では附帯諸設備の不具合発生も増加傾向にある中で、不具合が発生した際には速やかに対処してまいりました。

第174回理事会で提案・承認された地下ピット漏水工事と関連して、地下階段漏水工事を行いました。

今後も、引き続き良好な環境維持に努力してまいります。

- ② 2010年度の利用総数については、東日本大震災によって3～4月に予約されていた利用団体がすべてキャンセルとなったため、結果として今年度の利用数は減少しました。

#### (2) 貸室事業

- ① 1Fテナントにミッククリエーション本社が入居しましたが、入居後まもなく発生した東日本大震災は、マスコミ・音楽業界にも大きな影響を及ぼしたため、本年10月をもって契約解除になります。

貸室事業は依然として厳しい局面が続いていますが、早期入居に向け引き続き傾注していきます。

- ② 貸室事業については、会館維持運営を図る安定収入の主軸をなすものと認識していますが、経済動向やテナント諸事情等による変動は否めないものの、優良かつ長期入居テナント獲得を最重要課題と位置づけ、良好な環境状態を維持するため、障害となる事象の除去に今後も努力していきます。

### (3) 貸駐車場事業

- ① 本部所在地においては、1F駐車場は第174回理事会で報告したとおりであります。1F東側駐車場(機械式4台)については、1Fのテナント募集(11月)とセットで進めております。機械式駐車装置は定期保守点検により良好状態を維持しています。

- ② 川奈駐車場(2区画)については、現在8台収容しており、遠隔地のため一括管理(契約・料金徴収・巡回等)を現地業者である東邦エンタプライズに委託しています。

引き続き、現地業者に依頼し新規契約者に向け努力していきます。

### (4) 労働者教育事業

- ① 2010年度は、「規制緩和と交通労働者の諸問題」、「東日本大震災と交通問題」、「労働者の基本的権利問題」などのテーマで、交通運輸産業関連労働組合に開催要請した結果、私鉄総連をはじめとする交通関係労働組合の協力を頂き、計画どおり実施することができました。

- ② 上記労働講座は、公益目的事業の支柱となる労働者教育、各種政策研究、生活法律相談などの具体的実施によるものであり、本財団の公益目的事業の推進とともに、新公益法人制度への移行問題を見据えた「一般財団法人」への移行へ向けた環境整備の一環と理解しています。

今後も、交通運輸産業関連各労組との協議を深め、時期・課題・内容・規模等の検討を行いながら確実・着実に実施できるよう特段の努力をしていきます。

(別 紙)

第 3 号議案 青函・東京・大分の各地方部廃止について

岡山地方部廃止は第 171 回理事会、青函地方部の廃止については、第 172 回理事会で議決されました。また、東京・大分地方部は本年 6 月 30 日をもって会計事務整理の完了が確認されました。よって、2011 年評議員会及び 175 回理事会の議決をもって、各地方部を廃止することを議場に諮ります。

第 4 号議案 寄附行為の一部改正について

- ① 上記第 3 号議案の青函・東京・大分の各地方部の廃止に伴い、寄附行為第 5 条 2 項の別表中より同地方部を削除することとします。
- ② 水戸・熊本・鹿児島地方会館売却等に伴い寄附行為第 5 条 2 項の別表中地方部の所在地を次の通り変更します。
  - 現行 水戸市梅香 1-5-24
  - 変更 水戸市中央 1-1-11ENY ビル 2F
  - 現行 熊本市京町 2 丁目 8-8
  - 変更 熊本市九品寺 1 丁目 17-9 熊本県労働会館 3 階
  - 現行 鹿児島市武 2 丁目 26-9
  - 変更 鹿児島市武 1 丁目 17-24 吉嶺ビル 3F
- ③ 旭川地方部所在地移転に伴い寄附行為第 5 条 2 項の別表中地方部の所在地を次の通り変更します。
  - 現行 旭川市 1 条 11 丁目 2071 番地
  - 変更 旭川市南 1 条通 20 丁目 1955 番地 59-1

第 5 号議案 任期満了に伴う理事・監事の選任について

本日開催が予定されている評議員会において、交通運輸産業ならびに関連企業の労働者の構成団体から推薦された候補者の中から、理事 11 名及び監事 3 名が選出される予定です。

第 6 議案 その他

以 上

## 2010年度 収支計算書

(自 2010年07月01日 至 2011年06月30日)

(単位:円)

### I 収入の部

勘定科目	予算額	決算額	差異
事業収入	245,023,220	256,737,932	△ 11,714,712
資産販売収入	0	0	0
寄付金収入	480,000	750,000	△ 270,000
雑収入	8,412,181	8,798,188	△ 386,007
固定資産売却収入	0	37,740,000	△ 37,740,000
敷金等戻り収入	0	75,000	△ 75,000
長期貸付金返済収入	0	0	0
預金取崩収入	111,712,700	149,575,894	△ 37,863,194
その他資産売却収入	0	100,000	△ 100,000
借入金等収入	5,580,000	5,798,100	△ 218,100
預り敷金等収入	0	507,324	△ 507,324
その他の収入	0	0	0
繰入金収入	0	0	0
当期収入合計(A)	371,208,101	460,082,438	△ 88,874,337
前期繰越収支差額	123,852,594	279,174,858	△ 155,322,264
収入合計(B)	495,060,695	739,257,296	△ 244,196,601

### II 支出の部

勘定科目	予算額	決算額	差異
事業費	256,960,588	228,187,032	28,773,556
資産販売原価	0	0	0
教育費	53,863,900	52,024,552	1,839,348
管理費	95,414,256	101,288,135	△ 5,873,879
固定資産取得費	25,870,000	28,051,172	△ 2,181,172
敷金保証金支出	0	0	0
長期貸付金支出	0	0	0
特定預金支出	40,296,480	25,948,173	14,348,307
その他資産取得支出	0	0	0
長期借入金返済支出	29,442,447	32,320,008	△ 2,877,561
敷金等返済支出	0	1,029,000	△ 1,029,000
繰入金支出	2,240,000	0	2,240,000
雑損失	0	0	0
予備費	37,162,740	18,000	37,144,740
当期支出合計C	541,250,411	468,866,072	72,384,339
当期収支差額A-C	△ 170,042,310	△ 8,783,634	△ 161,258,676
次期繰越収支差額B-C	△ 46,189,716	270,391,224	△ 316,580,940

# 正味財産増減計算書

(自 2010年07月01日 至 2011年06月30日)

(単位:円)

## 1. 増加の部

勘定科目	決算額
基本財産受入額	0
当期収支差額(+)	0
固定資産購入額	28,051,172
敷金・保証金増加額	0
投資有価証券・出資金購入額	0
長期貸付金増加額	0
固定預金増加額	25,948,173
<b>資産増加額</b>	<b>53,999,345</b>
長期借入金返済額	32,320,008
預り敷金・保証金減少額	1,029,000
退職給与引当金取崩額	21,043,207
負債減少額	54,392,215
<b>増加額合計(F)</b>	<b>108,391,560</b>

## 2. 減少の部

勘定科目	決算額
基本財産組入額	0
当期収支差額(-)	8,783,634
固定資産減価償却額	55,914,906
固定資産除却額	69,730,271
敷金・保証金減少額	75,000
投資有価証券・敷金減少額	100,000
長期貸付金減少額	0
貸倒引当金繰入額	0
退職給与引当預金取崩額	21,043,207
減価償却引当預金取崩額	53,570,330
会館建設等積立預金取崩額	0
教育引当預金取崩額	46,600,685
保証金等積立預金取崩額	1,029,000
定期預金取崩額	0
会館維持運営積立預金取崩額	27,332,672
公益収益勘定減少額	0
<b>資産減少額</b>	<b>284,179,705</b>
長期借入金増加額	5,798,100
預り敷金増加額	507,324
預り保証金増加額	0
退職給与引当金繰入額	2,888,220
負債増加額	9,193,644
<b>減少額合計(G)</b>	<b>293,373,349</b>
当期正味財産増減額(H)	△ 184,981,789
前期繰越正味財産額(I)	5,139,206,137
<b>期末正味財産合計額(J)</b>	<b>4,954,224,348</b>

注:(H)=F-G (J)=H+I

# 貸借対照表

(2011年06月30日現在)

(単位:円)

勘定科目	公収益合計	勘定科目	公収益合計
<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
1 流動資産	438,828,749	1 流動負債	23,877,299
現金・預金	426,248,446	未払金	4,522,618
未収金	11,524,296	前受金	15,141,790
商品	0	預り金	412,891
前払金	653,384	短期借入金	0
仮払金	0	未払消費税	0
立替金	402,623	仮受金	3,800,000
2 固定資産	5,094,437,890	2 固定負債	555,164,992
①基本財産	2,305,493,777	長期借入金	466,899,895
基本財産(土地)	1,862,020,807	預り敷金・預り保証金	73,646,867
基本財産(建物)	241,062,231	退職給与引当金	14,618,230
基本財産減価償却引当預金	202,410,739		
②その他固定資産	2,788,944,113	<b>負債の部合計</b>	<b>579,042,291</b>
土地・建物	1,698,027,880	<b>III 正味財産の部</b>	
建物付属設備・構築物	93,791,168	正味財産	4,954,224,348
機械装置・車両運搬具・備品	6,532,465	うち基本金	2,321,911,439
借地権・電話加入権	977,035	うち当期正味財産増減	△ 184,981,789
敷金・保証金	1,070,500		
出資金	19,180,000		
長期貸付金	0		
退職給与引当預金	17,475,469		
減価償却引当預金	103,839,712		
会館建設引当預金	25,329,390		
教育引当預金	339,959,565		
保証金等積立・定期預金	79,152,999		
会館維持運営積立預金	403,607,930		
長期前払費用	0		
<b>資産の部合計</b>	<b>5,533,266,639</b>	<b>正味財産合計</b>	<b>4,954,224,348</b>
		<b>負債正味財産合計</b>	<b>5,533,266,639</b>

# 財 産 目 録

(2011年06月30日現在)

(単位:円)

科 目	要	金 額
( 資 産 の 部 )		
I 流動資産		
現 金	手持現在高	0
普 通 預 金	中央労働金庫新橋支店他2行	152,101,409
通 知 預 金	中央労働金庫新橋支店	13,003,287
未 収 金	テナント料、消費税還付金他	10,196,668
前 払 金	西大井・山王マンション7月分管理費	72,055
流 動 資 産 合 計		175,373,419
II 固定資産		
1. 基本財産		
土 地	東京都港区新橋5丁目10番1	1,862,020,807
建 物	会館一棟	241,062,231
減 価 償 却 引 当 預 金	中央労働金庫新橋支店	202,410,739
基 本 財 産 合 計		2,305,493,777
2. その他の固定資産		
土 地	東京都品川区西大井5-5791-1 他	27,723,300
建 物	1階ドア改修 他	5,081,030
建 物 付 属 設 備	電気設備他	39,460,750
構 築 物	会館外溝他	1,722,608
機 械 装 置	機械駐車場	144,731
備 品	放送設備他	389,525
電 話 加 入 権	新橋電話局	96,440
保 証 金	都市整美センター	52,500
出 資 金	中央労働金庫	12,010,000
退 職 給 与 引 当 預 金	中央労働金庫新橋支店	580,000
教 育 引 当 預 金	中央労働金庫新橋支店	339,959,565
保 証 金 等 積 立 預 金	中央労働金庫新橋支店	41,085,183
会館維持運営積立預金	中央労働金庫新橋支店	199,265,016
そ の 他 の 固 定 資 産 合 計		667,570,648
固 定 資 産 合 計		2,973,064,425
資 産 合 計		3,148,437,844
( 負 債 の 部 )		
I 流動負債		
未 払 金	駐車装置点検代他	101,250
前 受 金	テナント7月分賃料、貸会議室料	8,789,690
預 り 金		0
未 払 消 費 税		0
流 動 負 債 合 計		8,890,940
II 固定負債		
預 り 敷 金	労働医学研究会他5件	41,085,183
退 職 引 当 金	職員1名分	580,000
固 定 負 債 合 計		41,665,183
負 債 合 計		50,556,123
差 引 正 味 財 産		3,097,881,721

# 収支予算書

(自 2010年07月01日 至 2011年06月30日)

(単位:円)

## II 支出の部

勘定科目	予算額
事業費	324,250,940
資産販売原価	0
教育費	54,130,000
管理費	82,799,500
固定資産取得費	32,500,000
敷金保証金支出	200,000
長期貸付金支出	0
特定預金支出	29,633,480
その他資産取得支出	0
長期借入金返済支出	81,078,662
敷金等返済支出	1,659,000
繰入金支出	4,100,000
雑損失	0
予備費	24,684,084
当期支出合計C	635,035,666
当期収支差額A-C	△ 138,500,309
次期繰越収支差額B-C	91,442,506

## I 収入の部

勘定科目	予算額
事業収入	254,534,820
資産販売収入	0
寄付金収入	0
雑収入	5,324,990
固定資産売却収入	5,000,000
敷金等戻り収入	403,000
長期貸付金返済収入	0
預金取崩収入	218,592,547
その他資産売却収入	0
借入金等収入	9,140,000
預り敷金等収入	1,440,000
その他の収入	0
繰入金収入	2,100,000
当期収入合計(A)	496,535,357
前期繰越収支差額	229,942,815
収入合計(B)	726,478,172

# 議 事

## 第 1 号議案 2011 年度事業計画について

### I. 事業計画の基本方針

#### 1. 基本方針

本財団の目的は寄附行為第 3 条に明記されているように、労働会館の維持・経営を通じて、労働者の相互親睦と福利・厚生など福祉の向上を図り、もって労働者の社会的・経済的地位の向上に資することであります。

したがって、2011 年度においても引き続き上記目的達成のため、同第 4 条に基づく各種事業を遂行していくことを基本方針といたします。

#### 2. 各種事業の具体的方針

##### ①. 貸会議室事業

5 月の月例経済報告では「景気は、東日本大震災の影響により、弱含みとなっている。また、失業率も高水準を維持しており、依然として厳しい状況にある。」と記されております。

これは、今後の利用者への影響を無視できない状況にあることを意味します。そこで、利用稼働率の維持・増加を図るため、従前からの利用団体への継続的、かつ、定期的利用への働きかけと、新規顧客開拓へ努力を傾注します。

##### ②. 貸室事業

貸室事業では、立地条件・執務環境・経済状況の違いや不況も重なり、また、全国的には地方間の収益格差も依然顕著な傾向にあります。

そのような状況下、会館地方部では、空室状態が長期固定化しており、収入確保への足かせとなっております。

貸室事業は、会館運営の主位に位置することから、空室の早期解消・長期安定入居に向けて、会館本部のみならず、地方部との連携を深め、可能な限りの指導・助言に努力します。

##### ③. 労働者教育事業

労働者教育事業については、公益法人制度改革の下で、公益目的事業の主要事業であることを再認識し、事業拡大へ向けて、交通運輸産業及び関連労働者の構成団体への呼びかけを積極的に進めて行くこととします。

また、2011 年度も引き続き労働者の諸問題に関する生活・法律相談窓口を設置するとともに、交通・運輸輸送に関する調査活動のために必要な予算措置

を図ることとします。

### 3. その他の問題

#### ①. 会館地方部について

会館地方部全般に関して、厳しい運営状況による収支状況悪化と、建物の老朽化とが相まって、地方部会館の維持および存否に関する検討を行わざるを得ない地方部が多発しております。また、地方部の一部では、会館を維持運営していくための財源不足問題も発生しております。

こうした地方部に対して本部としては、各地方部との連携を密接にし、将来的視点を見据えた上で特段の経費節減に努力するよう指導していきます。また、必要に応じて、現地調査や現地との協議を行い検討し、可能な限り措置していきます。

なお、地方部会館の固定資産税の負担については、2011年度においても当該地方部に平成23年度第1期分の納付を求めることとします。

#### ②. 公益法人制度改革について

公益法人制度改革三法（新公益法人制度）の施行から約2年半が経過し、移行期間も残り1年半となりました。

本財団としては、「公益法人制度改革」をふまえ、会館本部・会館地方部・会館地区部の現状と今後のあり方・対策を含め、多くの議論を深めてきました。今日、各地方・地区部の努力と協力により「一般財団法人」への移行を目指し、認可を得る環境が整備されつつあると考えます。

よって、本財団は2011年度予算執行を図り、「一般財団法人」認可申請への準備に入ることとします。

公益法人制度改革における移行申請の準備を着実に進めるため、基準・条件を充足するよう、引き続き会館本部・地方部の認識の統一を図り、障害となる諸問題に対処・解決し、移行申請に向けて、会館本部及び理事・監事が一体となった強力な指導力が発揮できるよう努力します。

また、一般財団法人への移行後は収益事業としての全所得課税がされることから、法人税等の負担問題が生じます。法人税等の負担については、本部・地方部ともにそれぞれ利益金額に応じて負担することを基本に、「会館地方部も負担する」ことについて、地方部と意志統一を図っていくこととします。

## II . 会館本部関係の個別事業計画

### (1) 貸会議室事業

近隣地域との共生に心がけ、貸会議室の利用を介して、労働者相互の親睦を深める事業運営に努力します。

労働組合・民主団体・近隣会社などの会議利用と併せ、業界団体による各種資格試験・技術講習・研修会場としての定着化と新規利用に努力してまいりましたが、東日本大震災による貸会議室使用見合わせが3月・4月に集中し昨年より多少利用件数は低下しました。今後も継続利用の働きかけや定期利用の開拓とともに、利便性のある貸会議室とするため必要な安全整備と美化に努め、2011年度も収入増加をめざし努力します。

## (2) 貸室事業

一昨年秋頃から不動産市況の異常な落ち込みがささやかれていますが、改善の兆しが無いままに推移しております。

会館本部周辺及び港区内のテナントビルも空室状態の持続傾向にあり、これは景気の悪化で事業所の拡散から集約へと企業が転換したことが主因であり、需要の急激な減少は賃料等の引き下げに連動するものと思慮します。

貸室事業は会館事業運営の主軸をなすものであり、館内環境と節電対策として、地下会議室を始め全館蛍光灯のLED照明化を検討し、2011年度内に実施できるよう進めていきます。会館内部の節電・美化などの向上を図りテナントへの便宜を図ることで、長期入居で安定した経営ができるよう努力します。

公益法人制度改革を視野に、国鉄労働組合本部、国鉄労働組合東日本本部、国鉄労働組合東海本部を4階に集中し、3階フロアの有効利用を図るため、会館事務室およびアベニール株式会社の事務室を移動することとします。

## (3) 貸駐車場

### ①. 会館本部の駐車場

会館本部では、機械式駐車場のスペースが4台分あります。しかしながら、3年以上未契約状況であり、4台セット契約は非常に厳しいと考えます。今後、2台分ずつの成約や貸室・倉庫使用などを視野に入れ、状況推移をみて判断することとします。

### ②. 川奈駐車場

川奈駐車場は、(2区画)で12台の収用スペースに8台の契約がなされています。引き続き、空き駐車場解消に向け、満車となるよう努力します。

## (4) 役員宿舎

現在所有している大森山王リハイム(2室)と西大井ダイヤモンドマンション(1室)については、2011年度も引き続き役員宿舎として継続利用することとします。なお、大森山王リハイムの808号室および709号室のリフォームを実施することとします。

(5) 設備等の修繕について

①. 会館建設から14年もの歳月が経過し、劣化が進んでいる状況です。そのため、屋上防水工事、地下受水槽室の湧水・漏水補修対策工事、正面玄関劣化対策補修工事を行っていきます。

また、4階事務室および3階事務室の改修工事の実施と、3・4・6階共用部のクロス張り替え等を行い、改善・美化などの向上を図りながらテナントの長期入居へ向けて、安定した経営ができるよう努力します。

②. 空調機取り替え

2009年度では、空調機の修繕に必要な部品の生産停止の影響を受け、故障した機器について取り替えを行いました。また、耐用年数の経過及び経年劣化によって、多額の補修費が見込まれるため3年計画で推進してきました。2011年度はその3年目にあたり最終段階として、5階から7階の空調機の取り替えを実施します。

第2号議案 2011年度収支予算(案)について

(別紙)

第3号議案 会計規則第32条(固定資産の取得)および同34条(固定資産の修繕)の規定に基づく理事会承認事項について

会館本部

①. 空調機取り替え

① 3社からの見積書

(株)東京ビルワッチング	11,300,000円	(税別)
(株)エス・シーエンジニアリング	12,000,000円	(税別)
新菱冷熱工業(株)	10,850,000円	(税別)

② 実施時期 : 2011年10月上旬～適時

③ 発注業者を新菱冷熱工業(株)としたい。

②. 大森山王リハイム(808号)一当面1室のみ

大森山王リハイムの修繕については、管理組合から工事業者が指定され

ているため、カドヤ建設へ発注することとします。

(株)カドヤ建設 3, 100, 000円(税込)

実施時期 : 2011年7月上旬以降

③. 屋上防水改修工事

① 2社から見積書

日本管理株式会社 2, 550, 985円(税込)

有限会社エムシーワークス 2, 757, 248円(税込)

② 実施時期 : 2011年9月上旬以降

③ 発注業者を日本管理株式会社としたい。

④. 地下ピット漏水対策工事及び1階正面玄関改修工事

① 2社から見積書

日本管理株式会社 1, 197, 630円(税込)

有限会社エムシーワークス 1, 338, 435円(税込)

② 実施時期 : 2011年8月上旬以降

③ 発注業者を日本管理株式会社としたい。

⑤. 3F・4F修繕工事及び共用部クロス改修工事

① 2社から見積書

日本管理株式会社 10, 720, 711円(税込)

有限会社エムシーワークス 11, 466, 945円(税込)

② 実施時期 : 別途協議

③ 発注業者を日本管理株式会社としたい。

盛岡地方部

- |   |    |                    |
|---|----|--------------------|
| ① | 件名 | 空調設備の更新工事について      |
|   | 金額 | 15, 273, 300円(税込)  |
|   | 事由 | 経年劣化に伴う消耗品の交換及び修繕  |
| ② | 件名 | エレベーターリニューアル工事について |
|   | 金額 | 5, 250, 000円(税込)   |
|   | 事由 | 経過年数29年による修繕工事     |
| ③ | 件名 | 青森地区部改修工事          |
|   | 金額 | 3, 613, 457円(税込)   |
|   | 事由 | 外壁亀裂及び経年劣化         |

秋田地方部

- ① 件名 建物外壁修繕塗装・附属設備の修繕等  
金額 5,500,000円(税込)  
事由 外壁亀裂及び経年劣化に伴う修繕  
条件 執行する条件として地方部会館を存続させる場合に限る。

広島地方部

- ① 件名 建物附属設備の新設  
金額 1,617,000円(税込)  
事由 既設倉庫不足のため  
② 件名 トイレ・外壁・水道工事修繕  
金額 19,539,500円(税込)  
事由 外壁亀裂及び経年劣化

北陸地方部

- ① 件名 外壁塗装・屋上防水工事  
金額 2,600,000円(税込)  
事由 外壁亀裂及び経年劣化  
② 件名 アスベスト処理工事  
金額 3,000,000円(税込)  
事由 アスベスト対策

南近畿地方部

- ① 件名 外壁塗装・改修工事  
金額 12,094,000円(税込)  
事由 外壁亀裂及び経年劣化  
② 件名 屋上防水工事等  
金額 3,500,000円(税込)  
事由 経過年数による劣化  
③ 件名 空調設備の更新工事等について  
金額 8,840,000円(税込)  
事由 経過年数による修繕工事  
④ 件名 内部防水・改修工事  
金額 6,545,000円(税込)  
事由 経過年数による修繕工事  
⑤ 件名 外部開口部建具改修工事等

金 額	14,431,100円(税込)
事 由	経過年数よる修繕工事
⑥ 件 名	会館事務所移転等改修工事
金 額	7,153,000円(税込)
事 由	経過年数よる修繕工事

#### 近畿地方部

① 件 名	大阪会館営繕工事
金 額	1,424,969円(税込)
事 由	経過年数よる営繕工事
② 件 名	空調更新工事(B1.1F)
金 額	5,000,000円(税別)
事 由	経年劣化に伴う修繕工事
③ 件 名	空調更新工事(2F)
金 額	8,100,000円(税別)
事 由	経年劣化に伴う修繕工事
④ 件 名	放送設備等の修繕工事
金 額	1,397,600円(税別)
事 由	経年劣化に伴う更新工事

#### 第4号議案 2010年度予算の補正について

各地方部から(会計規則第34条第3項—固定資産の修繕、同19条—補正予算)の規定に基づき、下記のとおり申請がありました。

#### 高崎地方部

① 件 名	天井・内装工事
金 額	1,050,000円(税込み)
事 由	3月11日に発生した東日本大震災により建物が被災したため、原状回復のための修繕

#### 近畿地方部

② 件 名	退職金の支給
金 額	4,352,700円
事 由	職員の退職にともなう退職金の支給のため

#### 第5号議案 その他

平成 23 年 11 月 1 日  
財団法人国鉄労働会館  
理事長 眞子俊久

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について（公表）

当法人は、「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 32 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条及び附則第 3 条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨報告いたします。

〔本件連絡先〕

電 話	0 3 - 3 4 3 7 - 6 7 3 3 (直通)
F A X	0 3 - 3 4 3 7 - 6 8 2 2